

人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3 月30日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

### 鳥取県人事委員会規則第7号

人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
附 則 （施行期日） 1 略 （経過措置） 2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号） <u>附則第9項又は第22項</u> の規定の適用を受ける職員の職の設置等については、平成20年3月31日までの間、改正後の人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。	附 則 （施行期日） 1 略 （経過措置） 2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号） <u>附則第10項又は第24項</u> の規定の適用を受ける職員の職の設置等については、平成20年3月31日までの間、改正後の人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。